

平成24年度

市への意見・要望

集計結果報告書

朝霞市市政情報課

はじめに

この冊子は、平成24年度に本市に寄せられた「市への意見・要望」の中から、抽出し掲載したものです。

内容につきましては、プライバシー保護などのため一部修正してある部分や、時間の経過により現状と合致しないところがございますが御了承ください。

また、この冊子は、市役所3階市政情報コーナー、各公民館、図書館、図書館北朝霞分館に備え置くとともに、市ホームページで公開しています。

平成24年度 市への意見・要望

メール・・・132通

手紙・・・24通

総数 156 通（回答数 139 通・回答不要 17 通）

内容別内訳

震災・放射線…………… 9 項目

都市整備…………… 50 項目

生活環境…………… 14 項目

福祉・健康づくり…… 30 項目

教育・文化…………… 28 項目

産業振興…………… 5 項目

交流・コミュニティ… 0 項目

その他…………… 27 項目

計 163 項目

(※ 1 通に複数項目の質問がある場合があります。)

回答課毎集計

道路交通課	43	財産管理課	3
子育て支援課	20	保険年金課	3
資源リサイクル課	11	生涯学習課	3
教育指導課	11	納税課	2
都市計画課	9	議会総務課	2
環境保全課	7	学校給食課	2
スポーツ課	7	文化財課	2
市政情報課	6	職員課	1
産業振興課	6	課税課	1
図書館	6	総合窓口課	1
政策企画室	5	長寿はつらつ課	1
健康づくり課	5	建築課	1
地域づくり支援課	4	水道施設課	1
福祉課	4	中央公民館	1
教育管理課	4	選挙管理委員会事務局	1
危機管理課	3	合計	176

目次

【震災・放射線】

学校給食の放射性物質測定について	P	1
東日本大震災後で発生したがれきの受け入れについて	P	2
小中学校における校庭土壌およびフールの汚泥検査について	P	3
小学生の修学旅行先の変更について	P	4

【都市整備】

宮戸交番交差点の改良工事について	P	5
朝霞台駅前点字ブロック上の自転車について	P	6
市道488号線の交通安全対策について	P	7
市道5号線の交通安全対策について	P	7
浜崎峡公園の自動販売機について	P	8
北朝霞陸橋の歩道橋工事について	P	9
三原5丁目にある一方通行の表示および私道の舗装について	P	10
黒目川遊歩道の草刈りについて	P	11
朝霞台駅にスロープおよび駅周辺に短時間無料駐輪場の設置について	P	12
東武鉄道のダイヤ改正に対する要望について	P	12
朝霞台駅南口地下自転車駐車場の定期利用について	P	13

【生活環境】

北朝霞駅北口の路上喫煙禁止区域について	P	13
朝霞駅東口ロータリーのムクドリ対策について	P	15
弁財市民センター利用者の駐車場について	P	16
家庭用小型焼却炉の強制撤去について	P	17

【福祉健康】

北朝霞保育園の送迎用駐車場について	P	19
予防接種の助成について	P	19
老人福祉センターの利用者負担について	P	20
わくわくどーむ駐車場の舗装について	P	21
保育園入園の申請時期について	P	22
短期入所の学童保育について	P	23

保育園入園選考の学童加点について 【教育文化】	P 24
学校開放について	P 25
フットボール二軍戦の開催について	P 26
総合体育館トレーニング室の冷房について	P 26
青少年を守り育成する家の見直しについて	P 27
図書館予約メールの配信時期について	P 28
小学校の学校自由選択制について 【産業】	P 29
産業文化センターの駐車場利用について 【その他】	P 30
湯〜ぐうじょうの今後について	P 31
ペットの迷子を防災行政無線で放送することについて	P 32
子どもの見守り放送が児童の声になったことについて	P 32
公共施設の自動販売機の料金について	P 33
公金のクレジットカード決済について	P 34

学校給食の放射性物質測定について【学校給食課】

(平成24年5月)

これから子どもたちが小学校に入園するにあたり学校給食の放射能汚染が気になります。
測定の基準値を1ベクレルまで下げてください。低線量被曝はまだまだわかっていないことが多く、私たち親は少しでも体内に入れないようにと努力しています。1ベクレルで実施しているところもあるので、朝霞市で出来ないのが納得いきません。子どもの未来のためにもどうかお願いいたします。

始めに、朝霞市の学校給食用食材への放射性物質に対する取り組みでございますが、福島第1原子力発電所の事故以来、市民の皆様より大変多くの学校給食食材に対するご意見・ご要望をいただきました。

全国、また埼玉県内の各自治体におきましても、取り組み状況はさまざまな状況でございますが、朝霞市では、平成23年7月より市ホームページにて給食食材の産地の公表を行うとともに、平成24年4月より、測定機器2台を購入し、朝霞市として独自に給食食材の放射性物質の測定を開始し、測定結果を市のホームページで公表しております。

現在、国におきましては、放射性セシウムの新基準値を平成24年4月より施行しており、一般食品で100Bq/Kg、牛乳で50Bq/Kg等、新基準値をクリアした食品が市場で流通している状況でございます。

次に、朝霞市で4月より使用している測定機器でございますが、放射性セシウムの検出限界は10Bq/Kgまでのガンマ線測定器であり、ご意見をいただきました数値を測定するためには、さらに高度なゲルマニウム半導体検出器が必要となり、多額の予算が必要なこと、専門に扱う職員も必要になること、食品衛生法上の基準値との問題など課題も多く、給食食材に対する放射性物質の測定の基準値を1Bq/Kgにすることにつきましては、現段階では大変難しいものと考えております。

4月からの測定結果では、給食食材からの基準値を超えるような放射性物質の検出はございませんが、今後におきましても安心して安全な給食提供ができるよう努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

東日本大震災で発生したがれきの受け入れについて【資源リサイクル課】

(平成24年5月)

朝霞市でがれきの受け入れは絶対にしないでください。

朝霞市の一般廃棄物処理施設であるクリーンセンターでは、現在までのところ、東日本大震災で発生したがれきは受け入れておりません。

岩手県からの要請により埼玉県が受け入れを表明している災害廃棄物の処理に関し、過日、埼玉県内のごみ焼却処理施設を有する自治体・一部事務組合に受け入れの可否についての調査があり、朝霞市としての受け入れに対する基本的な考えと、受け入れに関する課題について回答いたしました。

朝霞市の受け入れに対する基本的な考えは、がれきの広域処理は被災地の復興を支援するため必要であり、条件が整えば受け入れたいと回答いたしましたが、本市のごみ焼却処理施設の処理能力に余裕のないことや、焼却灰を受け入れる最終処分場が市内になく、市外の最終処分場の地域住民や地元自治体の理解が必要であるなど、多くの課題があり、現状ではがれきの受け入れは大変難しいと考えております。

朝霞市では、市民の皆様の安心・安全な暮らしを守るため、今後とも焼却灰等の放射性物質濃度を定期的に測定し、結果を広報・ホームページでお知らせしてまいりますのでご理解くださるようお願い申し上げます。

小中学校における校庭土壌およびプールの汚泥検査について【教育管理課】

(平成24年6月)

土壌、汚泥の検査をしてくださってありがとうございます。まわりの市ではしていないところもありこの朝霞に住んでいて良かったと思っています。

しかしながら、福島ではまだ放射能を出し続けているとも言われているので土壌の検査、汚泥のベクレルでの検査を年に一度お願いできればと思います。特に汚泥の検査は1校のみだったので全校でお願いいたします。近くの新座東北小学校では100Bqを超えたため、「やごとり」が中止になりました。

同じ朝霞でもそれぞれ数値が違うと思います。よろしくお願いいたします。

東日本大震災以降、放射能に対する不安が高まり、本市といたしましても、昨年度からさまざまな測定を独自に実施してまいりました。

ご意見をいただきました市内小中学校における校庭土壌の放射性物質濃度測定につきましては、昨年7月にすべての小中学校の校庭の表層の土を採取し専門の検査機関にて測定を実施いたしました。その結果、特に高い数値は検出されませんでした。

また、プールの底に溜まった汚泥の測定につきましては、市内で最初にプール清掃が実施された朝霞第一中学校の汚泥を測定しましたが、放射性ヨウ素および放射性セシウムともに不検出という結果が出ております。プール汚泥の明確な基準値が国や県から示されていないことから、その後、プール汚泥の直近で放射線量を測定する方法に変更いたしました。その結果、現在のところ、市の基準値である毎時0.19マイクロシーベルトを超える学校はございません。

今後、プール汚泥の測定が未実施の学校を測定するほか、プール指導開始後の降雨後に子どもたちが直接接触するプールの水の放射性物質濃度の測定を専門の検査機関に依頼する予定でございます。その測定結果につきましては、市ホームページにて公表いたします。

また、校庭土壌の放射性物質濃度の測定につきましては、福島第一原発の状況により、本市にも何らかの影響がある場合には、測定を実施するか検討いたしますが、現在のところ、校庭土壌の測定を実施する予定はございません。

今後も、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

小学校の修学旅行先の変更について【教育指導課】

(平成24年10月)

小学校の修学旅行の行き先についてお伺いします。

息子の通う小学校では今年も修学旅行の行き先が日光でした。日光市は平成23年12月19日付けで環境省より汚染状況重点調査地域に指定されたことを踏まえ修学旅行の行き先の変更等ご検討いただければと思います。

(保護者の声を受け、越谷の小学校など日光から箱根に変更になりました。)

未来を担う子どもたちを低線量被爆からお守りくださいますよう、今後ともよろしく願いいたします。

このたびの福島第一原子力発電所の事故により、特に小さなお子様がいらっしゃる保護者の方にとっては、放射線の影響を心配しない日はないことと思います。

おっしゃるように、平成23年12月19日付けで、日光市は環境省から汚染状況重点調査地域に指定されました。これは、放射線量が1時間あたり $0.23\mu\text{sv}$ 以上の区域を対象としております。

現在の日光市では、大気中の放射線量の測定を毎日行い、結果を市のホームページに公表しております。それによりますと、平成24年10月10日の時点で $0.23\mu\text{sv/h}$ を上回る地点は1か所もございません。また、子どもたちが訪れることが予想される日光東照宮や、華厳の滝、竜頭の滝、湯滝などの空間放射線量の測定結果についても10月10日現在、いずれも $0.13\mu\text{sv/h}$ 程度となっております。

朝霞市教育委員会といたしましては、放射線に対する教職員、PTA向けの研修会を昨年度より合計3回行い、放射線に関する基礎知識等について研修を深めてまいりました。その際、講師を務めていただいた放射線の専門家の方に、日光市の放射線量の数値や安全性について伺ったところ、1泊2日の修学旅行で放射線量がやや高い場所($0.25\mu\text{sv/h}$)にいたとしても、レントゲン1回で受ける被ばく量の5分の1程度であり、心配する数値ではないとの回答を得ております。

以上のことから、教育委員会といたしましては、現状の数値で推移すれば来年度、修学旅行先を変更することはないと考えております。

ご心配な気持ちも受けとめてはおりますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

宮戸交番交差点の改良工事について【道路交通課】

(平成24年4月)

宮戸交番の建物が撤去されて、半年以上経ちますが、交差点の改良工事がいまだに行われていません。渋滞緩和のために一日でも早く、工事を行って欲しいのですが、いつ頃になるのか教えてください。

ご指摘いただきました交差点改良工事の件でございますが、この道路は、都市計画道路の岡通線と県道と和光・志木線が重複しており、朝霞市と埼玉県で協定を結び、埼玉県による道路拡幅事業として道路整備を行っているところです。

埼玉県が道路拡幅を実施している区間は、以前宮戸交番があった交差点付近から志木駅に向かって、コンビニエンスストア・サンクスの駐車場付近までで、用地買収は順次進めておりますが、まだ事業にご協力いただけない場所があるため道路整備工事に着手できない状況です。また、用地買収して更地になったところは、簡易舗装して歩行者が安全に通行できるように安全対策を講じているところです。

用地買収は、あくまでも地権者の方の同意がないと進まないことから、工事がいつ頃までに出来るかというご質問でございますが、できるだけ早く用地買収に応じてもらえるよう引き続き交渉を行ってまいります。

朝霞台駅前点字ブロック上の自転車について【道路交通課】

(平成24年4月)

東弁財在住の弱視者です。特に夜は白杖を使わないと危険なため使用しています。

朝霞台駅ロータリーの「100円ローソン前」の誘導ブロック（点字ブロック）上に自転車がよく留めてあり、それにぶつかり服が引っ掛かったり、逆に自転車を倒してしまうことも何度かありました。

日中はシルバー人材の方が見回りをしてくださっているということで安心なのですが、仕事からの帰宅時（主に19時代）は数台留まっていることもあります。

この付近は私にはやや薄暗くバスを待っている方もいるため、どうしても点字ブロック状を歩きたいと思っています。

この件をどこに相談すればいいか迷いメールいたしました。ローソン利用者だと確信できればお店に直接言うことも考えたのですが、市の方にうかがったほうがよいかと思い書かせていただきました。

歩道に自転車を置くことは、歩行者の通行の妨げになり、特にお年寄りや体の不自由な方にとって、歩くには大変危険な状態となりますことから、市としては、朝霞市自転車等放置防止条例第5条第1項にて「自転車等放置禁止区域」を指定し放置自転車の指導、撤去を実施して環境の向上に努めているところでございます。

ご意見の朝霞台駅南口広場に面したビルに留めてある自転車につきましては、1階にあるコンビニエンスストアに対しまして自転車で来客される方にビル敷地内に駐車するように誘導するよう指導いたしました。また、当該ビル内の他の店舗に対しましては、ビルを管理している管理会社を通じて自転車で来客される方には市や民間の自転車駐車場を利用し、歩道にはみ出して自転車を駐車することのないよう案内するよう指導いたしました。

さらに放置自転車対策指導を委託しておりますシルバー人材センターには、平日の指導時間が午後7時までありますので自転車が放置されているときは、警告札をつける等指導するよう依頼いたしました。

今後も朝霞台駅南口駅前広場については、良好な環境を保つために放置自転車に対する指導や撤去を実施して、広場上に自転車が放置されないよう啓発に努めてまいりたいと考えております。

市道488号線の交通安全対策について【道路交通課】

(平成24年4月)

滝の根公園横の明神坂下が朝霞第十小学校の通学路になっているが、坂の上から減速しないで降りてくる自転車や自動車やバイクがあり非常に危険です。

通学中の事故が多発している事もあり、通学時間中は通行止めにしたり歩道を作る等、何らかの対策が必要と思われます。

市といたしましても道路は自動車と歩行者の分離が、望ましいことと認識しております。

しかしながら、歩道の設置は地元住民の皆さまのご理解をいただきながら用地の確保が必要なことなどの課題から、市域全体でもなかなか進まない状況となっております。

ご意見を頂きました滝の根公園横の市道488号線は、自動車等の速度を抑制するため、センターラインを消去するとともに、歩行者の空間を確保するため道路の両側に外側線を表示し、グリーンベルトを設置いたしましたが一部の箇所では設置されていない所もございますので、今後、グリーンベルトを設置してまいりたいと考えております。

また、スピードの抑制を促すより効果的な方法についても検討してまいりたいと考えております。

市道5号線の交通安全対策について【道路交通課】

(平成24年4月)

溝沼に新しく開園した「いずみばし保育園」にこの春から通っています。マルエツ溝沼店前の道が通学路になっていますが狭い道路にも関わらず交通量も多くかなりスピードを出す車もあり以前からかなり危険を感じています。

墓地横の道もカーブがあり見通しが悪いにも関わらず減速しない車も多く非常に危険です。マルエツを利用する小さい子ども連れの家族や高齢者も多くおり事故が起きる前に歩道等、何らかの手当を行う必要があると思います。

ご意見をいただきましたマルエツ溝沼店前の市道5号線につきましては、市といたしましても、道幅も狭く交通量も多いことから危険な箇所であることは認識しているところでございます。

市では、交通安全対策といたしまして、これまで注意を喚起する路面表示等の対策を実施いたしております。

ご意見のとおり、歩道が確保されれば大変望ましいわけではございますが、用地の確保には時間がかかることから、整備効果が現れるまでには長い期間が必要です。

そのようなことから、早急に交通安全対策を確保するため警察と協議しながら狭窄表示の描き直し等ソフト面での対策を検討したいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

さらに、いずみばし保育園近くの変則交差点につきましては、警察に対して信号機の設置を要望しております。

はけ 浜崎峡公園の自動販売機について【都市計画課】

(平成24年5月)

浜崎峡公園において先日、公園内に缶飲料の自動販売機が設置されましたが、その意図と効果についてご説明をいただきたいです。

この公園は朝霞第三小学校の生徒の通学路になっており、その公園にわざわざ設置しなければならない理由、および、自動販売機設置のためにわざわざ公園内に電線を増設してまで行われた設置された理由も確認したいです。

近年、この公園に深夜、高校生や中学生が滞在し、花火や、喧騒などで、警察に通報する機会が増えているにもかかわらず、わざわざそれを増長するかのよう自動販売機を設置するということは、市の公園課として、今後、深夜のパトロールの強化等を見据えたうえでのことと思われませんが、事件等が起きてからでは遅いので、今後の対策を踏まえてご返答をいただきたいと思います。

公園利用者への利便性の向上および自動販売機による設置料収入の増収を目的に、現在、市内39箇所の都市公園に45台の自動販売機を設置しているところです。平成24年2月に都市公園への自動販売機設置における公募入札を行い、競争入札により自動販売機の設置を行いました。ご質問のありました浜崎峡公園におきましても入札の希望がありましたので、このたび、新規に設置したところでございます。

次に、公園内に電線を増設して自動販売機を設置した理由といたしましては、自動販売機の管理上、公園の入口付近に自動販売機を設置したため、自動販売機設置業者が電線を増設したものでございます。

なお、深夜における中高生の滞在に関しましては、夏休みなどになると増える傾向がございますので、夜間の定期的な見回りを朝霞警察署に協力を依頼するとともに、市職員による夜間パトロールなどを検討することで対処してまいりたいと考えております。

北朝霞陸橋の歩道橋工事について【道路交通課】

(平成24年7月)

北朝霞陸橋に並行している北朝霞歩道橋が荒れています。歩道面の煉瓦が剥がれ浮いていたり、歩道橋全体に錆びの浸食が進んでいます。

以前、ほかの市民からの歩きにくいといった内容の投書に対し、改修工事予定があるといった返答記事を読んだ覚えがありますが、一向に改修工事を行われていません。一時、塗装工事が始まったようでしたが、私には途中で作業が終了してしまったように思えてなりません。どうなっているのでしょうか？現場を確認していただきたいと思います。

もし朝霞市の担当外のことであれば、担当自治体に働きかけていただければ幸いです。

北朝霞歩道橋の補修工事については、平成24年度は歩道橋の階段部分を除いた歩道部分の補修工事を実施する予定でございます。今後も階段部分の舗装とまだ塗装し直していない部分の塗装等補修工事を実施していく予定でございます。

北朝霞歩道橋の塗装工事については、東武東上線の線路上に足場を組む必要があることから北側に併設されております道路橋の剥落防止工事と合わせて塗装工事を株式会社東武鉄道に依頼したものでございます。今回の塗装工事は、北朝霞歩道橋が東武東上線の線路上にかかる部分の塗装工事なので、部分的な塗装となってしまいました。

三原5丁目にある一方通行の表示および私道の舗装について【道路交通課】

(平成24年8月)

一方通行の表示について、三原通り三原5丁目交差点より、第五小学校方面へ進むと、ヘアーサロンしらかば・ほしの屋のところより直進進入禁止、左折のみとなっておりますが、一日に数台は直進する車を見かけます。私は通勤の帰り道に三原公園あたりからこの道に入り、三原5丁目交差点に向かいますが、逆走する車が度々あり怖い思いをしました。まれにヘアーサロンしらかばのところを六道地蔵方面から左折してくる車もありますので、分かりやすい進入禁止の表示をお願いいたします。ここは通学路でもありますので、早急な対応を期待します。

私道の舗装について、私の家の隣は私道になっており、突き当たりの家の方が車の出入りで主に使用しております。持ち分は私の家を含めた3軒で均等ですが、その私道の舗装を行う場合、朝霞市からの補助は受けられますか。

私道整備の補助金についてでございますが、補助要件は①道路幅員が原則として4メートル以上あること。②公道に1か所のみ接続している場合は、延長が20メートル以上あり、3戸以上で使用していること。③私道敷地の所有者の同意を得ていること。④補助金を受けたことのある私道については10年を経過していること。でございます。

詳しくは朝霞市のホームページをご覧になるか、道路交通課道路管理係まで連絡をいただければと思います。

次に、ヘアーサロンしらかば・ほしの屋のところの一方通行の表示についてでございますが、現地には進入禁止の標識が設置されており、路面の「進入禁止の表示」「T字路」「左折矢印」の表示につきましては、表示が薄く分かりにくいことから、昨年度、警察と協議のうえで新たに路面表示を施したところでございます。

これ以上の表示につきましては難しいものと考えております。

また、交通規制につきましては警察の管轄となりますので、朝霞警察署にお伝えしました。

黒目川遊歩道の草刈りについて【道路交通課】

(平成24年8月)

黒目側の遊歩道が整備されて、利用者も増えているのは喜ばしいと感謝しております。

しかし、堤防の草の成長が早く歩道に倒れるほど伸び、ススキのような葉が両脇からせり出し、すれ違いの際に足に絡み気になります。草刈りが年2回では足りないと思います。

当然、予算の制約もあるのですが、せめて歩道脇1メートルを刈ってもらえば全く問題なくなりますので、刈っていただきたいと思います。

あるいは、ボランティア活動で黒目側の清掃を3月に行いましたが、同様にボランティアが両脇1メートルの草刈りを行う方法もあると思います。刈った草はその場に放置すれば草の伸びを抑制します。

その際は参加しますので、ご検討をお願いします。

黒目川につきましては、埼玉県が管理している1級河川であり、遊歩道は、市民の皆様に散歩やランニングなどに広く利用していただいているところでございます。

草刈につきましては、管理者の埼玉県朝霞県土整備事務所に伺ったところ、2回目は8月下旬からの実施予定とのことでした。

また、ボランティア活動については直接朝霞県土整備事務所にお話をいただければと考えております。

朝霞台駅にスロープおよび駅周辺に短時間無料駐輪場の設置について【道路交通課】

(平成24年12月)

朝霞市ってこんなに素敵と言われる町への提案

- ・「朝霞台の東武東上線駅にスロープがあれば、バギーで駅を通過して北朝霞駅側に行けるのに」と小さいお子さんを抱えるお母さん。ぜひスロープを付けていただきたいと思います。
- ・北朝霞と朝霞台のある自動車の駐車場はとても便利で利用しています。自転車とオートバイにもぜひ止める場所を提供していただきたいと思います。自転車はやはりお母さんたちの、そしてみんなの足です。駅周辺に60分から30分程度無料で止められる自転車の駐輪場が必要です。

本市は、和光市・川越市間の東武東上線沿線7市2町で構成しております、東武東上線改善対策協議会に参加しております。この協議会は、東武東上線の輸送増強、鉄道施設の整備・改善を促進することを目的としております。

ご質問のスロープ設置についてでございますが、現在、朝霞台駅にはエスカレーターが設置されております。エスカレーターの設置によりバリアフリー化は図られてはおりますが、身体に障害をお持ちの方、ベビーカーをお使いの方々にとっては利用しにくいことから、エレベーターの設置について要望しております。今後におきましても、東武鉄道株式会社にエレベーターの設置について、粘り強く要望してまいりますのでご理解賜りたいと存じます。

また、市内の自転車等駐車場につきましては、朝霞台駅南口地下自転車駐車場他9施設の整備が完了し、自転車につきましては、定期利用は1か月一般1,800円、一時利用は一日1回100円にてご利用いただいております。

駐車場の設置には用地の確保や建設費、維持管理に多額の費用が必要となりますことから、受益者負担の観点から有料駐車場として運営しております。

現在のところ、新たに自転車およびオートバイの駐車場の設置は計画がございませんのでご理解賜りたいと存じます。

東武鉄道のダイヤ改正に対する要望について【道路交通課】

(平成24年12月)

2013年3月16日のダイヤ改正が東武鉄道から発表がありました。朝霞駅の昼間の時間帯では準急、普通、地下鉄直通すべて減便になるようです。人口が増え、朝霞駅利用者も6万人を超えたにもかかわらずです。別に優等列車を停めなくても良いと思うのですが、ある程度の本数確保を、朝霞市から東武鉄道へ強く要望することは出来ないのでしょうか？

また、これだけ減便するにもかかわらず、東武鉄道からは何の連絡も無かったのでしょうか？

市では東武鉄道に対し、東武東上線改善対策協議会等を通じて、東急東横線・横浜高速みなとみらい線の乗り入れに際し、利用者に分かり易く、乗り継ぎやすいダイヤ改正を要望してまいりました。

今回のダイヤ改正に伴う朝霞駅における日中の減便については、発表の直前に東武鉄道より市に説明がございましたので、市では今後、朝霞駅の利用状況等を踏まえ、改善を要望してまいりたいと考えております。

朝霞台駅南口地下自転車駐車場の定期利用について【道路交通課】

(平成25年3月)

私どもの子どもは高校2年生ですが、駅に駐輪場がなく困っております。
登録してあるのですが、3か月後ぐらいとのこと。たくさん困っている人がいると思うのですが、いかがでしょうか。

ご意見いただきました朝霞台駅南口地下自転車駐車場は、隣接する新座市からの利用者もあり、ご利用希望の方が多く、現在お申し込みをいただいてから一定の期間お待ちいただく状況となっております。ご不便をおかけして、申し訳ありません。

本市の自転車駐車場整備計画に予定しておりました駐車場は整備が完了しており、朝霞台駅南口周辺には新たに自転車駐車場を設置可能なスペースもなかなか見当たりませんので増設は困難な状況にあります。

定期利用の空きが生じるまで、ご不便をおかけいたしますが、一時利用の朝霞台第一自転車駐車場や隣接する北朝霞駅東口地下自転車駐車場および周辺の民間駐車場をご利用くださるようお願いいたします。

今後におきましても、利用者が快適に利用できるような施設運営を図ってまいりますのでご理解をいただきたいと存じます。

北朝霞駅北口の路上喫煙禁止区域について【環境保全課】

(平成24年6月)

北朝霞駅北口ロータリーについてです。

路上喫煙禁止区域かと思いますが、相変わらず多くの歩行喫煙者やたばこのポイ捨てをみます。とても不快であるとともに、幼児を連れて歩く事に危険を感じずにられません。どうかしてください。お願いします。

パトロールを実施しているとの事ですが、違反者に注意をしているところを見たことがありませんし、監視員同士でお話をされていたりして(たまたまかもしれませんが)、監視員の設置が有効な手立てとは到底思えません。違反者に直接注意したいところですが、今のご時世トラブルに巻き込まれるのも怖く尻込みしてしまいます。(以前住んでいた町でも違反者と注意者がトラブルになっているのを見かけたので。)自治体としての対応を強く希望します。

それと駅ロータリーからかつみ不動産ビルあたりまで、路上駐車で歩道を真っ直ぐに歩けないことが多く危険を感じます。改善できないでしょうか？

駅周辺など人ごみの中での歩行喫煙は、煙による害や火傷の可能性があるので、大変危険な行為のため、朝霞市では「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、市民の皆様には本条例の趣旨をご理解いただけるよう広報あさかや啓発物等を通じて周知を続けております。

また、「朝霞駅」、「朝霞台駅・北朝霞駅」周辺に「路上喫煙禁止地区」を設け、地区内の路上喫煙を禁止し、通学や通勤で人通りの多い、朝と夕方の時間帯を中心に放置自転車対策指導を行いながら、巡回する方法で路上喫煙パトロールをしており、平成23年度の喫煙者に対する指導件数は、3駅合計で6,414件でございました。

市では、平成23年度から、パトロール時間を朝と夕方のそれぞれ2時間から、それぞれ4時間に増やすとともに、週の実施日も平日5日から、土日のいずれか1日を含む5日に変更したほか、毎年、朝霞台駅・北朝霞駅周辺で実施している「路上喫煙防止・ポイ捨て禁止のキャンペーン」を朝霞駅周辺でも実施するなどして、路上喫煙防止の実効性の向上を図っておりますが、いまだ多くの喫煙者がいて、大変苦慮しているところでございます。

今回のご指摘を受けまして、まずは、パトロールの委託先にその内容を伝え、指導員の勤務態様の改善と指導の徹底を指示しました。パトロールは、直接指導ができる絶好の機会であり、市といたしましては、これを逃すことなく、市民の皆様の安心・安全につなげてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、こうした路上喫煙やたばこのポイ捨てにつきましては、喫煙マナー・モラルによるところが大きいため、今後もパトロールによる指導だけでなく、キャンペーンや啓発看板・路面表示シールの設置などの啓発活動についても充実を図りながら、路上喫煙の危険性について訴え、喫煙マナー・モラルの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に路上駐車につきましては、道路（歩道）に自転車を置くことは、歩行者の通行の妨げになり、特にお年寄りや体の不自由な方にとって、歩くには大変危険な状態となり、さらに車両や緊急車両の通行障害になりますことから、市としては、朝霞市自転車等放置防止条例第5条第1項にて「自転車等放置禁止区域」を指定し放置自転車対策指導員による指導、撤去を実施して環境の向上に努めているところでございます。

ご意見の駅ロータリーからかつみ不動産ビルのあたりまでの放置自転車については市としても対応に苦慮しておりまして、一部エリアに物を置きロープで結び自転車が放置し難いように対応したところでございますが、依然として北朝霞駅東口地下自転車駐車場入口脇に放置される自転車が見受けられる状況です。放置自転車指導委託の委託先に重点的に見回るよう指導いたしました。

さらに、自転車駐車場を利用していただくために放置自転車対策指導員、市民ハンドブック、ホームページ等を通じPRに努めてまいりたいと考えております。

今後も駅前広場については、良好な環境を保つために放置自転車については対策指導や撤去を実施して、道路・広場上に自転車が放置されないよう啓発に努めてまいりたいと考えております。

朝霞駅東口ロータリーのムクドリ対策について【環境保全課】

(平成24年7月)

数か月前から、朝霞駅東口のロータリーにある木、駅前の鉄塔及び駅前のビル屋上に、ムクドリの群れが止まるようになりました。夜遅くまでうるさく鳴いているため、非常に困っています。

過去に朝霞台駅前のムクドリについて対策を行われたようですが、今回も同様に、市として何らかの対策を講じていただけませんかでしょうか。

ご検討よろしくお願いたします。

ムクドリは、日中は数十羽の小群で分散して昆虫や木の実などの餌を採っていますが、夕方になると集まり、夜は公園の樹木や街路樹で寝る「集団ねぐら」を作る習性があります。

ムクドリなどの野鳥はいわゆる鳥獣保護法によって、原則保護することが定められております。捕獲や駆除などは、人や農作物への多大な被害があるなどの場合に限定的に許されるものであり、原則的に行いません。

ご指摘の朝霞駅東口のムクドリ対策についてでございますが、鳥が嫌がる器具の設置工事を発注し、7月中の施工予定となっておりますのでご理解を賜りたいと思います。

弁財市民センター利用者の駐車場について【地域づくり支援課】

(平成24年9月)

弁財市民センターの件で質問・意見があります。

帰宅時に見かけるのですが、子供達のお迎えに来られているお母さんたちが弁財市民センターの前によくいらっしゃいます。お迎えに来られること自体は別にいいのですが、問題は親御さんたちがお迎えに来られる時の車の路上駐車です。また、夏はクーラーを冬は暖房をしていると思うのですが、エンジンはかけたままですし、一部の方はJR高架下の駐車場に勝手に停めているようです。あの辺りは向かいのマンションの方かホンダさんの社員さんが通勤に使う車を駐車するよう契約していると思われそうですが、どうも勝手に停めていると推測いたします。逆にホンダさんが空いている場合は使っていていいと認めているのであれば、弁財市民センター使用者の皆さんだけでなく、近隣住民も同じように使えるよう伝えるべきです。近くにはラーメン屋さんもありますし、少し先にはケーキ屋さんもありますし、五小のPTA行事や学校行事の時にも使えると助かりますし。一般的な認識に立てば、路上駐車はもちろんのこと、アイドリングのストップも、他者が契約している駐車場を勝手に使用することも社会のルールやマナーから逸脱していると思いますし、このような使用者が弁財市民センターを使っていることを市が見て見ぬ振りをすることもできないと考えています。

ついては、弁財市民センターの使用者の皆さんに、「路上駐車はしない」「公共の駐車場を使う場合でもアイドリングはしない」「空いている駐車場に勝手に停めない」ことを周知徹底願います。守れない場合は、弁財市民センターの使用を断るくらいの強い姿勢で対処していただきたいと思えます。

ただし、3点目については、ホンダさんが駐車場が空いている場合は使っていていいと認めているのであれば、逆に弁財市民センター使用者に限らず、他の方にも使用していい旨をオフィシャルに広報していただけるよう、お願いします。近くには少し駅側に行けば、有料のコインパーキングもありますので、ご対応の程、宜しくをお願いします。

弁財市民センターは多くの市民の皆さまにご利用いただいておりますが、駐車場は地下に軽自動車5台程度のスペースしかなく、お子様のサークル活動や道具を使用する団体の皆様にはご不便をお掛けしている状況もあり、駐車場の必要性は認識しております。

市民センターへの自動車での来場、送迎につきましては、ご指摘のとおり路上駐車や停車などが見受けられることがございます。また、一般的な常識に照らすまでもなく他の人の敷地や駐車場を無断で利用してしまうことは、決して許されることではございません。こうした市民センター利用者の行動は、近隣にお住まいの方や通行する方にご迷惑をおかけしてしまうことになり、市といたしましては、大変残念に思うと共にその対応に苦慮しているところでございます。

そこで対応といたしましては、直ちに市担当者が市民センターに出向き、指定管理者である朝霞地区シルバー人材センターに所属する施設職員に対し、自動車を利用される市民センター利用者の方々に口頭で注意を促すよう改めて指示いたしました。加えて、注意書き看板を設置し注意喚起を行いました。

また、ホンダ様などの周辺の駐車場につきましては、現在のところ市民センターの利用にご提供いただいている事実はございません。

今後につきましても、自動車をご利用される市民センター利用者に対し注意喚起を繰り返し行ってまいりたいと考えております。

家庭用小型焼却炉の強制撤去について【環境保全課】

(平成25年2月)

野焼きのためのドラム缶や家庭用小型焼却炉強制撤去をお願いしたく連絡させていただきました。

溝沼で生まれ育ち、トータルで朝霞に30年近く住んでいます。根岸台の現在の住まいには住み始めて3年ほどになりますが、住み始めた当初からこの自宅周辺では根岸台に点在する主に広い農家の方が庭や畑の隅でドラム缶や家庭用小型焼却炉を使って年間を通してたびたび野焼きをされるため、特にプラスチック系燃焼物の悪臭が窓を開けると漂ってくるのが一週間のうち1～2回はあります。

これは溝沼ではなかったことでして、小さい子どもを育てる母親として非常に心配で困っています。プラスチック系物質を低温で燃やすと猛毒のダイオキシンが発生するといわれており子どもを育てる母親として即刻辞めてもらいたいと強く願っています。溝沼の実家付近では感じなかったことで同じ市内でも地域により、こんなに違うのかと驚いています。

自宅周辺を散歩してみたところ、黒く焦げたドラム缶や小型焼却炉を確認しています。また、これ以外にも広い農家の御宅が周辺にはたくさんあり、あちこちで燃やしていると思われま

す。燃やしている悪臭が漂う時間帯は特に朝7時～8時前後の朝早くや夕方7時以降から深夜12時頃にかけてと、市役所営業時間外であり、燃やしている方には燃やしている最中に市へ通報されると困るとの認識があると思われま

す。落ち葉や草・木を燃やしているニオイでしたら我慢できますが、明らかに体に悪影響があると感じるプラスチック系燃焼物の悪臭であり、市民からの通報のたびに市職員が駆けつけて燃やすのをやめるよう取り締まっている今のやり方では一向に改善していません。

早急に、条例で個人宅に設置されている小型焼却炉やドラム缶は市が撤去できるよう条例を作り、ごみは市のごみ処理に出すよう指導・改善いただくことがダイオキシン発生を防ぐ一番の近道ではと感じています。

環境省の調査でも根岸台周辺はダイオキシン濃度が朝霞のほかの地域に比べても高く、付近の農家による野焼きが影響しているのではないかと危惧しています。

市では公園等にダイオキシン発生を防ぐため害虫駆除等の薬剤散布はしていないと拝見したことがあります。市役所でそういった取り組みをされても、あちこちで市民が野焼きをしていたのでは朝霞のダイオキシンは一向に減りません。

ちょうど朝、子供が通学する時間帯に悪臭が漂うことが多く、一刻も早く家庭用小型焼却炉強制撤去を市の条例で作り実行していただきたくお願いします。

野外焼却、いわゆる野焼きに関しましては、風俗習慣上や農業などに必要なもの、日常生活上の軽微なものを除いて法律および県条例において禁止されており、また、焼却炉も法令における基準を満たした炉でなければ使用できない事になっております。

また、野焼きは臭気や煙だけでなく、焼却物の種類によってはダイオキシン類が発生する場合があります。そのため、市といたしましては「広報あさか」や市ホームページを通じて、市民の皆様に対し安易に野焼きを行わないよう周知に努めるとともに、市民の皆様からの通報を受けての行為者に対する指導や、職員によるパトロール（開庁時間外につきましては、月一回程度の夜間パトロール）を実施し対応しているところでございます。

ご要望の法令基準を満たしていない旧型の家庭用小型焼却炉やドラム缶を強制撤去する条例に関しましては、個人の所有に関わるものであり、制定について現在のところ考えてございませんが、前述のとおり周知や直接指導による対応で、行為者の遵法意識やモラルに訴えてまいりたいと存じます。

また、今回お知らせいただいた地区につきましては、2月19日の午後に当課職員2名が現地確認を行いました。焼却や臭気は確認できませんでした。しかしながら、不燃物を燃やしている臭気を確認されているとの事ですので、今後、パトロールのコースに組み入れさせていただきたいと存じます。

ダイオキシン類につきましては、市においても毎年大気および土壌の調査を実施しており、これまでのところ環境基準値に達するような高濃度のダイオキシン類は検出されておられません。

なお、旧型の家庭用小型焼却炉に関しましては、市において無料回収を実施しております。今後、この制度につきましても一層の周知を図ってまいりたいと存じます。

北朝霞保育園の送迎用駐車場について【子育て支援課】

(平成24年5月)

北朝霞保育園に長年要望していた駐車場が設置され、本当に良かったと思っている近隣に住んでいる者です。これで路上駐車もなくなり、近隣の方（特に浜崎団地に居住の方）にご迷惑をお掛けすることもなくなるのではないかと期待していたのですが、せっかく駐車場が設置されたにもかかわらず、その駐車場を利用せず、相変わらず路上駐車をしている車両が多く見受けられます。駐車場が満車で利用できないというのではなく、空いているにもかかわらずです。恐らく駐車場が保育園から少し離れているせいではないかと思いますが、これではせっかく駐車場を設置していただいた意味が全くありませんので、北朝霞保育園の園長・保護者会を通じて、駐車場への駐車を徹底していただくようご指導をお願いいたします。

北朝霞保育園の朝夕の送迎時に保育園の前に駐車することにつきましては、近隣の住民の皆様にご迷惑をお掛けしておりましたが、本年4月に北朝霞陸橋下に駐車場設置工事を実施し、5月7日（月）から利用を開始いたしました。

ご指摘の路上駐車につきましては、今後、園長から保護者に対して駐車場を利用するよう周知し、路上駐車をしないように指導させていただきます。

予防接種の助成について【健康づくり課】

(平成24年6月)

予防接種について。任意の予防接種は、ヒブと肺炎球菌のみ助成があるとのこと。ただし、朝霞と近郊の都市でうけなければいけないとのこと。里帰り先で、受けた場合も、対応してほしい。

事情で里帰り先で受ける場合があるのに、それを助成しないのはおかしいと思います。里帰り先の小児科の先生にも、税金を払ってるのにおかしい。と言われました。また、里帰り先でも、請求すれば支払う市町村はたくさんあるとのこと。

税金を払っているものに対して公平にお願いします。

ヒブ・小児用肺炎球菌の両ワクチンの接種につきましては、国が緊急促進事業と位置づけ、予算措置を行なったことに伴い、市では平成23年1月より公費助成を実施しております。

なお、この2種のワクチン接種については、国の実施要綱で「市町村が契約を締結した医療機関において実施」することとされており、市では、この実施要綱に基づき、朝霞地区医師会と契約し、朝霞、志木、和光、新座4市の協定医療機関に限り接種を実施しております。

これは、万が一、接種による健康被害が生じた際の対応として定められているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、このことから、4市以外での接種は契約外であり、併せて4市以外での接種に対する助成も行なっておりませんのでご了承ください。

その他、ご不明な点等がございましたら、健康づくり課までお問い合わせください。

老人福祉センターの利用者負担について【長寿はつらつ課】

(平成24年6月)

昨年末より土曜か日曜に老人福祉センターへ時々出かけています。思ったことは、なんと、いたれりつくせりかと、また利用者の90%以上が同じメンバーとゆうこと。

結論から言えば、利用者負担を考えるべきである。

老人福祉センターは、高齢者の方が気軽に利用でき、趣味を通じて教養を高め、仲間づくりにより、互いに若さと健康を保っていただくための施設であり、利用料は無料となっております。

ご提案いただきました利用者負担につきましては、現在のところ考えておりませんが、和光市の一部の老人福祉施設については、市民限定の利用になり、新座市、志木市では、市外の方は300円を徴収するなど、近隣3市では市内、市外の差を付けております。

つきましては、これらの状況を踏まえまして、今後の利用について検討をして参りたいと考えております。

わくわくどーむ駐車場の舗装について【健康づくり課】

(平成24年9月)

先日「わくわくドーム」へ子どもと言った際、駐車場で転んで怪我をしました。安全対策をお願いしたいと思います。状況は「わくわくドーム」駐車場に車を止めてから歩いて向かう途中、駐車場に入ったすぐあたりが前日の雨で水溜りになっていたのですが、子どもはそんなに深いと思わなかったらしく水溜りの中を突っ切ろうとしたのですが、思ったよりかなり深く慌てて転んでしまいました。急に深かったのが転んでしまったようです。幸い顔を水に付けなかったのが良かったのですが、顔から入って何かの弾みで溺れるような事を想像するとゾッとします。

駐車場が借地だったら難しいかもしれませんが、せめて入り口付近のわだちが深くなる数メートルの範囲だけでも舗装していただけませんか。

日ごろより健康増進センター（わくわくどーむ）をご利用いただき誠にありがとうございます。

先日お子様が、わくわくどーむ駐車場においてお怪我をされたとのこと、謹んでお詫び申し上げます。

わくわくどーむ駐車場の轍に対する安全対策につきまして、指定管理者である Fun Space 株式会社に確認いたしましたところ、昨年同様10月の休館日に駐車場整地の修繕を予定しているとのことでした。10月1日（月）の休館日に修繕を実施し、駐車場に発生した大きなわだちや溝は無くなったことを現地で確認いたしました。

今後におきましては、駐車場にわだちや溝が発生している場合には、早めの簡易整備・補修を行うよう指定管理者に指示いたしました。市といたしましても施設へ行った際は、注視したいと考えております。

また、わだちに関して以前、出入口の舗装箇所を延長すれば改善されるのかを土木会社にお聞きしたところ全面舗装をしないと舗装箇所と砂利の部分で、どうしても掘れてしまうとのことでした。わくわくどーむ駐車場は、市有地と借地部分があり、全面舗装を行うことが難しい状況にあることから、整地修繕にて対応しているところでございますのでご了承ください。

今後も引き続きわくわくどーむをご利用くださいますようお願い申し上げますとともに、安心・安全に施設を利用できる環境に努めてまいります。

保育園入園の申請時期について【子育て支援課】

(平成24年12月)

先日4月入園の保育園の申請をしたところ、「育児休暇中のため決まった場合は5月より職場復帰することが条件」といわれ、申請できませんでした。

こちらは2年前より待機児童として民間の保育園に預けており、去年も申請時期に入院していたため、4月の一次申請はできませんでした。

産休中に入園できていれば、育児休暇中でも預けることができていたのに、個々のタイミングで申請できないとは、この制度は大変おかしいと思います。

また、障害児であるため、育成保育の枠もあったのですが、申請時期は過ぎているといわれ、こちらの申請時期が通常児とずれているのも疑問に感じます。

「きまっていることだから」と言われましたが、納得できないため回答と改定を望みます！

ご意見の、産休中に入園できていれば、育児休暇中でも預けることが可能なことにつきましては、既に在園されている兄弟がいた場合に、出産し、育児休暇等を取得される際、期限を定めて在園を認めております。

この育児休暇中の兄弟在園については、市町村により在園自体を認めていないところもあり、他の保護者の方から、育児休暇中で在宅しているのであれば、保育園に兄弟を預ける必要はないのではというご意見も多数いただきます。

しかしながら、本市としては、既に在園されている兄弟がいるのであれば、母親の育児負担等も考慮して、兄弟の在園継続を認めております。

本制度については、あくまで既に在園されている場合に限ったものであり、出産日と入園日が前後することで、結果として在園継続にならないこともございます。どのような時点で継続扱いとするかについては、難しい点ではございますが、保育園を申し込まれる方が増加している状況で、一定の期日の時点で判断することは必要と考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、育成保育の入園につきましては、例年、1月に育成保育審査会、2月に保育園運営審議会の開催を経て、入園選考の決定をしております。

なお、育成保育にて申し込まれた児童につきましては、希望保育園等で体験保育を2日間実施するため、園および保護者の日程調整が生じます。このようなことなどから、育成保育の受付時期については、通常の入園申込時期よりも前の日程としております。

しかしながら、今後の日程については、会議の開催日等も踏まえ、検討課題とさせていただきたいと思っております。

短期入所の学童保育について【子育て支援課】

(平成24年12月)

学童について。和光市みたいに短期入所（春休み、夏休み、冬休み）をつくって欲しいです。ファミリー・サポート・センターや民間に預けると経済的に苦しいです。
春から1年生になる子どもを1人で留守番させるのが怖いです。

現在、放課後児童クラブの入所につきましては、定員を超えた受入をしているクラブもあり、また、今年7月から4年生の受入を拡大したことで、例年よりも多くの入室申込があると予想されます。

このため、通常受入以外に短期入室を実施することは、現状の施設の定員等から難しいものと考えています。

小学1年生のお子様をご自宅で留守番させることについて、ご心配されることは、当然のことと認識しております。短期入所につきましては、事業者の朝霞市社会福祉協議会との調整も必要となりますが、ご意見、ご要望を踏まえ、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

保育園入園選考の学童加点について【子育て支援課】

(平成24年12月)

本日は、保育園の入園選考について一点ご検討をお願いしたく、メールを差し上げました。

ご公表いただきました選考基準表によりますと、「Eその他調整事項」の中で「兄弟姉妹が2人以上申請か在園している」場合には3点加点、「兄弟姉妹が1人申請か在園している」場合には1点加点とされております。

この「在園」には「保育園の在園」のみを含み、「学童の在園」は含まないとのことですが、是非「学童の在園」も含む形でご検討いただけませんか。と申しますのは、私自身を含め私の周りには3人・4人の子どもを持つ母親が多数おり、みんな保育園の送迎と学童の送迎を毎日しております。子どもが学童にいる場合には保育園への迎えのほかに必ず学童への迎えもしなくてはならず最低2箇所へ迎えに行くこととなります。2人以上の子どもたちが別々の保育園にお世話になっている場合には3箇所以上への送迎となります。

また、学童の場合には延長保育がございませんので7時まで迎えに行かなくてはならず、保育園より保護者への負担は大きい部分もございます。

つきましては、前述の「在園」の基準を学童も含む形に広げていただければ、保育園にお世話になる子どもたちが同じ園に入園できる可能性が高くなり、保護者としましては大変負担が軽減されると共に、多くの子どもを持つインセンティブにもなるのではないかと思います。

本件、私だけでなく先ほど申しました3-4人の子どもたちを持つ母親みんなの共通の意見ですので、是非ご考慮いただければ大変幸いに存じます。色々なご意見があるかと存じますが、どうぞご検討のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、朝霞市は保育を希望者数の増加に応え増設していただいたり、また学童は基本的に100%受け入れしてくださるとのこと、働く母親にとっては本当に有難く感じております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

兄弟姉妹の入園選考につきましては、既に在園されている児童がいる場合や、兄弟姉妹で保育園に通園していらっしゃる場合等に、「その他調整事項」として加点をしております。これは、運動会等の行事が園により別になってしまうことがあること、また、朝夕の送迎などにかかるご負担等を考慮して、昨年度から、現行の基準表とさせていただいております。

ご意見でございます、学童も含む形での基準内容を拡大することにつきましては、兄弟姉妹が多くいらっしゃるご家庭にとりましては希望の保育園に入りやすくなり、日常の送り迎えなどの負担が軽減されることは十分に理解しているところですが、一方で、兄弟姉妹がいらっしゃらないご家庭との公平性も考慮しなければならないところでございます。

兄弟姉妹がいるご家庭について、どこまでの加点、また運用とすべきか、難しいところでございますが、現段階では、現状の基準項目にて入園選考をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

学校開放について【スポーツ課】

(平成24年4月)

小学校のグラウンドにて同小学校在学中の娘とバスケットコート内でボール遊びおよび遊具（滑り台、ブランコ）を使用して遊んでいたところ、グラウンド内で少年野球の練習を行っていたコーチらしき人物からここは野球をやるので遊ぶなどの話があった。

そもそもグラウンドとバスケットコートの境目にはボールがグラウンド外に飛ぶことを防ぐためのネットが貼られており、当方は枠外で遊んでいたにも関わらず出ていくように言われたことは非常に心外であった。

そのコーチらしき人物はその他にもボール遊びをしようとしていた子どもを追い出しており、みていて非常に不快であった。

小学校および朝霞市が少年野球にグラウンドを貸与する際の規定はどうなっているのか？

上記の行為が本来の使用範囲を超えた違法な対応であるならば、同コーチに厳重に抗議を行い且つグラウンドの使用範囲を明確にしてもらいたい。

小中学校の体育館やグラウンドにつきましては、学校体育施設開放事業として各学校のご協力の下、地域のスポーツ団体に貸出しております。

貸出にあたっては、利用する際他の来場している方や近隣の方々には十分注意を払い、事故やトラブル等ないように利用団体の責任者に対し注意喚起をしているところでございます。

今回、ご意見をいただいた件については、利用団体の方の注意が行き過ぎたものと捉えておりますので、さっそく関係する学校および団体には、お伝えしたところでございます。

また、今後において全ての利用団体に対し、注意喚起してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

プロ野球二軍戦の開催について【スポーツ課】

(平成24年6月)

私は朝霞市在住の埼玉西武ライオンズファンです。

朝霞市にはせっかくいい球場があるのですから、ぜひ埼玉西武ライオンズのファーム（二軍）の試合を祝祭日に開催してもらえるようにしていただければと思います。入場料等で少しは市の収入になるのであれば悪くはないと思います。

今年は熊谷市、上尾市、さいたま市、飯能市、本庄市、小鹿野町等で開催されるようですが、朝霞市で開催されないというのが残念です。よろしく願いいたします。

野球をはじめとするプロスポーツを身近で観戦することは、とても楽しく魅力的なものと考えております。しかしながら、開催する際には、施設の状況などさまざまな条件をクリアしなければなりません。

現在、市内で公式野球の試合が可能な球場は、中央公園野球場だけとなっておりますが、施設が学校や住宅地に近接していること、球場が両翼90m、中堅120mと狭小であることに加え、防球対策など安全面を考慮するとプロ野球の試合を行うことは、大変難しいものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

総合体育館トレーニング室の冷房について【スポーツ課】

(平成24年7月)

朝霞市民体育館のトレーニング室を利用させていただいているものです。

トレーニング室には冷房が設置されていないうえに、窓は高いところにあつて風通りもあまりよくなく、この季節にトレーニングするには暑すぎです。

本日7月29日の午前10時30分頃にトレーニング室に設置されている温度計を見てみたら気温33℃になっていました。

トレーニング室は料金も安く利用しやすいところから、高齢者の方々もたくさん利用しています。

節電も大切ですが熱中症対策に冷房の導入をご検討お願いします。

現在、トレーニングルームの暑さ対策としましては、室内の空気循環をスムーズにするため、ガラの改修や扇風機の増設を行うとともに、窓カーテンの設置や壁面緑化を実施し、遮熱を図り室温を下げる対応をしているところでございます。

ご要望の空調機の設置につきましては、建物の構造や費用など制約がございますので、全面的な施設改修工事の際に検討させていただきます。

いずれにいたしましても、利用者が快適に利用できるよう室内環境の改善については、引き続きどのような対策を講じることができるか研究してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

なお、熱中症予防については、十分な水分補給と休息が必要となりますので、引き続きご利用の皆様には、ご協力をお願いしたいと存じます。

青少年を守り育成する家の見直しについて【生涯学習課】

(平成24年10月)

青少年を守り育成する家について協力していただいているお家や商店など、毎年見直ししているのでしょうか？

特に個人宅の場合、留守である場合が多く、緊急避難を要するときに、本当に避難できるのかどうか、疑問です。先日、ある青少年を守り育成する家のお宅を訪ねましたが、お留守でした。助けて欲しいときに、助けてと駆け込んでも、助けてもらえないのでは看板を掲げている意味は無いと思います。そのような対応が本当にできる場所のみに看板を掲げるべきではないでしょうか？

「青少年を守り育成する家」を緊急時に助けてもらえる家と位置づけているのであれば、再度、協力していただけるのかどうかの調査が必要と考えます。

非常時訓練などの企画を実施し、本当に安心できる環境づくりをめざしてほしいと思います。

「青少年を守り育成する家」指定制度は、青少年を犯罪から守り保護するための緊急避難先の設置と、地域ぐるみで青少年健全育成を進める環境づくりを目的とし、朝霞市青少年育成市民会議という団体で実施していただいている事業でございます。

この制度につきましては、協力していただける個人宅や店舗等からのお申し出を受けて、なるべく在宅されていることを確認のうえ、指定させていただいているところでございます。

ご質問の見直しについてでございますが、ご協力いただいている全員の方に年1回アンケートを実施し、子どもの避難等の状況やプレート交換の必要の有無、その他の意見等を伺っており、在宅状況に変化があった場合など継続が困難な場合は指定を廃止させていただいております。

ご指摘のとおり、子どもが緊急避難した場合に、ご家庭の事情等もあり、全ての「守る家」が在宅しているとは限らないとは思っておりますが、この制度は、子どもたちの緊急避難先ということと同時に、地域での青少年の見守り意識の醸成や、犯罪の抑止にも効果があるものと考えております。

「青少年を守り育成する家」指定制度につきましては、今後ともより効果的な事業となりますよう、朝霞市青少年育成市民会議の皆様と相談しながら改善に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

図書館予約メールの配信時期について【図書館】

(平成24年10月)

図書館の予約サービスを利用させていただいております。

予約した図書の確保ができるとメールでご連絡いただけるので、大変便利なサービスなのですが、書籍が確保できたというメールが図書館の休館日にも届くようになっていきます。

休館日にもメールが届くということを知りませんでしたし、届いたメールにも今日は休館日であるという記載もなかったため、休館日だとは思わず取りに行ってしまう。「取りに行く前に、今日は休館日か毎回ネット等で確認すれば済む」と言われてしまえばそれまでなのですが、メールをお送りいただけるのであれば、誤解のない形でお送りいただければと思います。

開館日にメールを送る、または休館日である旨をメールに記載する等、改善していただくことはできないのでしょうか？

日頃から市立図書館を御利用いただきありがとうございます。今回の予約メールの件では、お手数をおかけしてしまい大変恐縮しております。

通常図書館本館では、休館日には予約メールの発信はしていませんが、ご指摘いただきました今回のメールにつきましては、蔵書点検期間が長期にわたりましたので、開館日前に少しでも早くお客様に予約の確保をお知らせするために、発信させていただいたものでございます。

図書館の休館日につきましては、チラシやホームページなどで周知を図っているところではございますが、今後は、予約メールの文面にも工夫を加え、利用者に休館日の誤解が生じないように対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

小学校の学校自由選択制について【教育指導課】

(平成25年3月)

近隣の子どもが道路でボール遊び(サッカー、ドッチボール、野球等)、鬼ごっこ、かくれんぼ、道路を占拠するようにカードゲームで遊び、夜7時ごろまで煩く遊んでいました。ボール遊びに関しては、すぐそばに何台も車が停まっているにも気にせず、何度もボールを車に当てられました。その都度、ここでボール遊びをしないで、向こうでやると注意しましたが、ニヤニヤ笑い、玄関に入った途端に再び開始します。かくれんぼも、他人の家の裏手や駐車場に無断で入り込みました。とてもうるさい状況でした(親は放置?)。

帰宅を知らせる音楽が流れても、家の前若しくは近所だという理由でか、家に入りませんでした。袋小路を取り囲むように家が建っているのに、遊びやすい空間だと思いますが、公園ではありません。土曜、日曜も関係なく遊ぶので、小さい子どものお昼寝も出来ない状況でした。

前置きが長くなりましたが、小学校(中学校)のほうから

- (1) ボール遊びをするのであれば小学校の園庭解放に行くように徹底指導してほしいです。
- (2) かくれんぼ、鬼ごっこ、カードゲームでの道路を占拠しての遊びも即刻止め、公園で遊ぶ様に小学校から徹底指導していただきたい。
- (3) 帰宅を促すアナウンスが危険回避のために、子どもたちの安全を守るためにその時間に流れていることも指導していただきたい。家に帰るよう指導してほしい。

子育て世代にとっては「外で遊べないのは可哀そう」という意見が出るかもしれませんが、外で常識を持って遊べないのであれば制約を受けるのはしょうがないことだと思います。

将来、自分の子どもが入学予定ですが、正直、こういう当たり前のことが守れない、他人に迷惑をかける児童が多くいる小学校に入学させなければいけないのであれば、小学校にも自由選択制を作っていただきたい。

本来であれば、親がきちんと指導し分らせるようにすることだというのは重々承知のうえ、小学校、教育委員会のほうから指導しなければならない、指導をお願いしなければならない時代になってしまったと悲しく思います。ご検討をお願いいたします。

このたび、大変ご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。児童の路上での遊びや児童の横柄な態度等に関しましては、教育委員会といたしましても指導の必要性を感じております。

早速、今回の件につきまして、校長に報告いたしましたところ、児童への指導の徹底を図るよう努めていくと、真摯な回答がございました。それでもなお、子どもたちの行動で迷惑をかける場面がございましたら、学校は、早急に対応いたしますので、ぜひ学校にご連絡をお願いいたします。

次に、小学校の自由選択制でございますが、ご承知のとおり、小学校の入学につきましては原則、居住地の指定学校に入学をすることとなります。

お尋ねの小学校の自由選択制の導入につきましては、通学区域を越えて登下校することとなる児童の安全の確保(本市では集団登校を実施)や学校と地域との連携が希薄になることなど、さまざまな課題や問題がございますので、実施する予定はございません。

しかしながら朝霞市教育委員会では、児童の心身状況や家庭の事情などにより、指定学校以外の学校への就学を許可する「指定学校変更許可願」という弾力的な運用を実施しております。このことから、居住地の小学校以外の学校への入学のご希望がある場合は、直接ご相談をお受けいたしまして、指定学校を変更することが妥当かどうかを判断させていただくこととなります。

産業文化センターの駐車場利用について【産業振興課】

(平成25年2月)

産業文化センターの駐車場を利用させてもらっていますが、特に1階での催し物等がある時には、駐車場がその催し物、あるいは来場者で満車のケースが再三、再四のようです。

そのような場合にはぜひ図書館利用者用の駐車スペースを確保し、適正に管理をお願いします。

産業文化センターの駐車場がご利用いただけなかったとのことで、大変ご不便をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

産業文化センター内には図書館北朝霞分館及び朝霞市商工会があり、駐車場を共用とさせていただいていることから、特に、多くの方の来所が見込まれる催し物などが開催される場合には、公共交通機関や徒歩、自転車、または乗り合わせでの来所にご協力を呼びかけているところでございます。

ご意見にございました、図書館北朝霞分館利用者用の駐車スペースの確保につきましては、産業文化センターの指定管理者であります朝霞市商工会および図書館北朝霞分館と今後、協議してまいりたいと考えております。

なお、土曜日、日曜日、祝日に駐車場が満車となった場合は、隣接する埼玉県朝霞県土整備事務所の駐車場をお借りし、ご利用いただける場合がございますので、産業文化センター窓口にお問い合わせいただければ幸いです。

湯〜ぐうじょうの今後について【政策企画室】

(平成24年9月)

湯〜ぐうじょう施設ですが、使われなくなってからだいぶ経過しているにもかかわらず、市では「調査」という言葉であいまいに一括りにしている状態(6年も経過)。維持管理や解体するにも資金が掛かるのは市民の方々は良くわかっています(わくわく号内間木線に乗車すると毎日のようにこの話を耳にする)。

今後は民間へ施設売却や修復再利用等抜本的なお考えはあるのでしょうか？

市民の皆さんの日常的に聞く「維持管理に掛かる予算は無駄使い？」の声が現状はかなり重い問題だと思いますが。

憩いの湯につきましては、営業を中止して以来、さまざまな視点から有効利用についての検討を行ってきたところではございますが、財政上の理由などもあり、実効性を伴った計画を立てるところまで至っていない現状でございます。

市といたしましても、まったく活用されないまま、毎年度管理経費がかかる状況を改善すべく、定期的に地元町内会の皆様と意見交換を行い、他市の事例を視察させていただいたりして、活用方法を模索してまいりましたが、当該施設の再活用には、さまざまな法令上の制限を受けるなど厳しい状況があり、大変苦慮しているところでございます。

そこで、市の公共施設として転用するという従来の範疇にとどまらず、広範な発想に立った活用案や実現性の高い提案を公益法人やNPO、民間事業者の方々から広くアイデア募集することとしました。平成24年7月9日から同年9月28日までを募集期間とし、提案された内容は、その実現に向け具体的な協議・検討に入る予定です。

今後の予定や協議、検討結果については、市の広報やホームページで公表いたします。

ペットの迷子を防災行政無線で放送することについて【市政情報課】

(平成24年10月)

私は犬を飼っています。最近のペット事情は番犬・愛玩犬とさまざまですが飼主からすると家族です。市への登録・保険 etc.、人間と同じように思っています。最近 net などでもコミュニケーションが出来ますのでいろいろな情報が入ってきますが、ペットが迷子になってしまい搜索の輪が広がります。それは広く、他県にまで！有り難いことだと思いますが、近隣地域の人たちの素早い情報や暖かい対応が早く見つかる手だてになるかと思えます。

よく耳にする防災朝霞 迷子の放送ですが、ペットの迷子にも使えないでしょうか？張り紙や掲示板は見る気持ちがないとですが、耳は自然と聞こえて傾けてくれる・・・そんな気がするのですが。

防災行政無線放送につきましては、朝霞警察署からの依頼による迷子・迷い人の放送、光化学スモッグ注意報発令・解除のお知らせ、高温注意報発令時の喚起、振り込め詐欺への注意喚起等、市民の皆さんの身体、財産に危険が迫っていると判断される場合、一定の規定に基づいて放送を行っております。したがって、愛犬などの搜索に関しては、防災行政無線の利用はできないこととなっております。

おっしゃるように、家族の一員でもある愛犬等とはぐれた場合は、さぞ不安でご心配なことと拝察いたしますが、防災行政無線での放送はできないことをご理解いただきたいと思います。

子どもの見守り放送が児童の声になったことについて【教育指導課】

(平成24年12月)

児童下校の時間に防災あさかで流している児童見守り要請の放送に、児童自身に助けを乞わせさせるという非常識な行いを直ちに中止するよう強く要請します。

現在、市内の各小学校は、多くの人々の目で子どもたちを守るという理念のもと、学校防犯ボランティアなどを活用し、学校防犯体制を拡充しております。防災無線による児童の見守り放送も、その一つでございます。

12月3日からは、防災無線による児童の見守り放送の声を、大人の声から児童の声に変更いたしました。実施に際しては、市内各小学校から児童を公募したところ、たくさんの児童が積極的に立候補してくれて、その中から選考された児童の声を録音いたしました。

児童が直接大人に呼びかけることにより、防犯ボランティアをはじめとする地域の方々に、子どもたちを見守ろうという意識がより高まり、地域の防犯効果も高まるものと考え、はじめたものでございます。

放送を聞いた市民の皆様からも、児童の声に変更となり、とても聞き取りやすく、また、子どもたちの感謝の気持ちが伝わってきて、温かい気持ちになるという反響もいただいております。

以上のことから、今後も児童の声で見守り放送を継続していきたいと考えております。

なにとぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

公共施設の自動販売機の料金について【財産管理課・中央公民館】

(平成25年3月)

市役所および中央公民館等市の施設で販売されている飲料自販機価格が税務署および一般街路地で販売されている価格に比べ20円～30円高く設定されております。恐らく入札をし、業者決定していると思いますが設定価格は、必要の都度、業者に交渉すべきではあります。

(一般民間企業はいつも価格に対し非常に敏感で必要の都度、交渉します)

例えば(1)有名ブランド缶コーヒー：税務署 90円、市役所 110円、公民館 120円、
その他街路地 100円(約15%位)、その他街路地 120円(85%位)

(2)有名ブランドお茶、スポーツドリンク：税務署 120円、市役所 140円、公民館 150円
その他街路地 130円(約15%)、その他街路地 150円(85%位)

事実、朝霞駅から市役所方面に行く1台の自販機(道路左側)、および郵便局に行く1台の自販機は両飲料とも缶コーヒーは100円、その他お茶スポーツドリンクは130円です、また私の家の周りの自販機(自宅から150Mに設置)は6台とも同一価格です。

この件は、ソレイユ(女性センター)責任者に話をし、「中央公民館に価格情報をお伝えし(業者との交渉)を求めました」が、残念ながら今日現在改善(当然ながら値下げ)されていません。つきましては、中央公民館(その他公民館)、市役所は(1)業者との価格交渉の進捗状況またはアクションしていないのかどうか？

(2)アクションしていなければその理由は？

(3)交渉中であれば実施時期と期待値は？

これから、春、夏の時期に向かい自動販売機利用者が増えると思われれます。一般市民への還元を期待しております。

平成23年度まで、市の公共施設の自動販売機の多くは、朝霞市社会福祉協議会が売り上げによる収益金を地域福祉の増進に役立てることを目的に設置しておりました。そのため、商品の割引を行うことなく定価による販売としておりました。

しかしながら、市政運営の基盤となる税収が先行き不透明な状況なため、税以外の収入を確保する目的で、平成24年4月から自動販売機の設置業者を公募して入札を行い、その結果現在の設置業者と3年間の契約を締結しております。契約の内容は、自動販売機の敷地面積を貸し付けすることとするもので、設置業者からは入札額を市へ納入していただいております。

公募制度を実施するに当たりまして、税以外の収入の確保との目的に沿い、設置希望業者からの賃借料を得ることを優先に考えました。公募に参加する設置希望業者にとっては、設置した自動販売機がどの程度の売上げが確保できるかという点が重要であり、市としてもその点を勘案し、これまでと同額に販売額を設定するという条件で公募を実施いたしました。

以上のような理由から、販売金額について割引等の条件を付することなく平成27年3月31日まで契約を締結しているため、現在のところ業者との価格値引き交渉は実施していません。しかしながら、現在の契約が満了し新たな契約が見込まれる平成27年に向けて、ご意見をお寄せいただきました販売価格の値引きにつきまして、検討を行ってまいりたいと考えております。

公金のクレジットカード決済について【納税課】

(平成25年3月)

平成19年度 市への意見・要望 集計結果報告書にも記載されている、クレジットカードで決済できるようにしてほしいという要望がありました。いつから実行されるのでしょうか？連絡ください。待ち望んでおりますので。

本市のインターネットを活用したクレジットカードによる公金の納付の導入計画等について、お答えいたします。

クレジットカードによる公金の納付については、納税者の方や行政の双方にとりまして、一定のメリットがあると考えております。

全国の自治体での導入状況であります。都道府県で13団体、市町村においては43団体となっております。またこれらの自治体においても、対象税目を軽自動車税等の税額が低額かつ一定額であるものに限定するなど、広まりをみせていない状況にあります。

このように自治体での導入が進まない理由としては、導入済自治体のクレジットによる納付割合が全体の1パーセント程度の低水準にとどまっていることや、口座振替等の他の納付方法に比べて手数料が高額であることなどの課題があることによると思われま。

したがって、クレジットカードによる納付につきましては、導入自治体の実績や費用対効果等につきまして引き続き研究してまいりたいと考えております。本市といたしましては、納税者の皆様には多様な納付方法を提供し、納付しやすい環境を整備していく重要性は十分に認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

編集 朝霞市総務部市政情報課
電話 048-463-1111 (内線 2343)
048-463-3059 (直通)